新潟県条例第62号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（新潟県立職業能力開発校条例の一部改正）

第１条　新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の７第１項ただし書及び第３項、法第16条第１項及び第３項、法第19条第１項、法第23条第１項第３号並びに法第28条第１項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の設置及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の６第１項ただし書及び第３項、法第16条第１項及び第３項、法第19条第１項、法第23条第１項第３号並びに法第28条第１項の規定に基づき、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の設置及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。
（能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練） **第４条**　法第15条の７第１項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。	（能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練） **第４条**　法第15条の６第１項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。
（能力開発校で行う職業訓練とみなすことができる職業訓練） **第５条**　法第15条の７第３項の条例で定める職業訓練は、迅速かつ効果的な職業訓練とする。	（能力開発校で行う職業訓練とみなすことができる職業訓練） **第５条**　法第15条の６第３項の条例で定める職業訓練は、迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（新潟県旅館業法施行条例の一部改正）

第２条　新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（社会教育施設等） **第２条**　法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項及び第３条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1)～(5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） ２　知事は、前項第８号の施設を指定したときは、告示するものとする。	（社会教育施設等） **第２条**　法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項及び第３条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1)～(5)　（略） (6)　勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第１項に規定する勤労青少年ホーム (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略） ２　知事は、前項第９号の施設を指定したときは、告示するものとする。

（新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第３条　新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設） **第９条**　法第28条第１項（法第31条の３第２項の規定により適用する場合及び法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5)　（略）	（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設） **第９条**　法第28条第１項（法第31条の３第２項の規定により適用する場合及び法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5)　勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第１項に規定する勤労青少年ホーム (6)　（略）

（新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正）

第４条　新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成５年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（定義） **第２条**　この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第７条第２号若しくは第３号又は第39条第１号から第３号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７第１項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第１項に規定する職業能力開発総合大学校又は知事の指定した養成施設をいう。	（定義） **第２条**　この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第７条第２号若しくは第３号又は第39条第１号から第３号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の６第１項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第１項に規定する職業能力開発総合大学校又は知事の指定した養成施設をいう。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。